

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会 議事録

■日時 令和5年1月30日（月）午前11時00分～午後1時58分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、平林委員、廣江委員、水本委員、森川委員、保高委員、横田委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案
⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに騒音・振動、水質汚濁及び地盤 水循環共通に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 諮 問

「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案
⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (1 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業	令和5年1月10日
2 事 後 調 査 報 告 書	町田市資源循環型施設整備事業(工事の施行中その3)	令和4年11月22日
3 変 更 届	大井町駅周辺広町地区開発	令和4年12月12日
	三田小山西地区第一種市街地再開発事業	令和4年12月22日
	八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業	令和4年12月23日
4 着 工 届 (事後調査計画書)	三田小山西地区第一種市街地再開発事業	令和4年12月22日
	(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業	令和5年1月17日

令和4年度「東京都環境影響評価審査会」第11回総会
速 記 録

令和5年1月30日（月）
Webによるオンライン会議

(午前 11 時 00 分開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 12 名¹の出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和 4 年度第 11 回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

○柳会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいます。なお、本会での傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴人、入场いたしました。

○柳会長 ただいまから、令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」第 11 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、諮問 1 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、次第 1 の「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、宮越第二部会長から報告を受けることといたします。

それでは、宮越第二部会長、よろしく申し上げます。

○宮越第二部会長 承知いたしました。それでは、資料 1 を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○椿野アセスメント担当課長 はい。それでは、事務局から御説明いたします。資料 1 を御確認ください。

¹ この後、委員 4 名が途中出席し、16 名の出席となった。

令和5年1月30日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮越 昭暢

「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙を御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和4年5月31日に「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、画面のとおりとなっております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音について、評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回っているが、計画地周辺には住宅等が近接することから、防音パネル等の採用や建設機械の配置を詳細に検討するなど、より一層の環境保全のための措置を講じること。

また、計画地周辺の道路交通騒音について、現況で昼間及び夜間の環境基準を超過している地点があることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音の低減に努めること。

【水質汚濁】

計画道路は、浅川及び川北用水路と交差することから、水底の掘削やコンクリート工事及び一時的な流路の切り回し工事等に伴う水質汚濁が生じる可能性があり、水生生物の生息・生育への影響も懸念され、特に流量の少ない川北用水路では、小規模な工事であっても、その影響が顕著に現れるおそれがある。このため、交差部の構造や施工方法を可能な限り明らかにした上で、必要に応じてさらなる環境保全のための措置を講じること。

【地盤、水循環 共通】

工事の施行にあたっては、遮水性の高い土留壁を施工することで地下水の湧出を抑制していることから、土留壁や地下構造物の設置範囲、これらと地下水位等との関係についても明らかにした上で、地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、地盤沈下や地下水変動の防止に努めること。

以上となります。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、日野市西平山3丁目を起点とし、八王子市北野町を終点とする延長約1.5kmの区間において、往復4車線の道路を整備するものであり、対象事業の種類は「道路の新設」です。

本評価書案は、令和4年5月31日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び事業段階関係市長である日野市長、八王子市長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会については、都民からの公述の申し出がなかったため、開催し

ておりません。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

【騒音・振動】の意見ですが、本事業における工事中の建設機械の稼働に伴う騒音について、評価の指標とした勧告基準及び規制基準を下回っています。しかし、本計画地の西側は計画地に近接して住居が存在し、東側は準住居地域を主体とする現況畑が大部分を占める閑静な土地であるため、より一層の騒音の低減が求められます。

環境保全の措置として防音シートの設置が挙げられていますが、さらなる騒音の低減のため防音パネル等の採用や建設機械の配置を詳細に検討するなど、より一層の環境保全のための措置を講じることを求めることとしました。

また、計画地周辺の道路交通騒音については、現況で昼間・夜間ともに環境基準を超過している場所があるため、環境保全の措置を検討し、道路交通騒音の低減に努めるよう求めることとしました。

次に【水質汚濁】の意見ですが、計画道路は一級河川である浅川及び川北用水と呼ばれる用水路と交差する計画となっており、水底の掘削やコンクリート打設、施工のための切り回し工事等による水環境への影響が懸念されます。

特に川北用水については、現況で希少動植物も多く生息しており、工事排水の放流や、コンクリート構造物の設置による水質汚濁が水生生物の生息・生育に大きく影響する可能性があります。

そのため、可能な限りその構造と施工方法を明らかにした上で、必要に応じてさらなる環境保全の措置を講ずるよう求めることとしました。

最後に【地盤、水循環 共通】の意見ですが、本事業における地盤、水循環の工事の施行中の評価では、「工事の施行にあたっては、遮水性の高い土留壁を施工することで、地下水の湧出を抑制する。」としています。

一方で、評価書案において、土留壁の位置や深度が記されておらず、地質断面図や地下水との関係が不明確ですが、土留壁や地下構造物と、地下水や地質等との関係は地盤・水循環

の予測・評価において重要です。

そのため、評価書においてそれらを明示した上で、適切な地点で継続的な監視を実施し、地盤沈下や地下水変動の防止に努めるよう求めることとしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○椿野アセスメント担当課長 はい。事務局から答申書を読み上げさせていただきます。

令和5年1月30日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「一般国道20号日野バイパス(延伸)Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案について(答申)

令和4年5月31日付4環総政第77号(諮問第535号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読しました案文と同じでございますので省略させていただきます。

以上です。

○柳会長 はい、ただいま、朗読しましたとおり知事に答申することいたします。

○柳会長 それでは次第 2 の諮問に入ります。

諮問案件について事務局から説明してください。

○椿野アセスメント担当課長 はい、資料 2 を御覧ください。

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 5 年 1 月 30 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 545 号 「((仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業) 環境影響評価書案

以上になります。よろしくお願いいたします。

○柳会長 「((仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業) 環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託させていただきますので、第二部会委員の皆様よろしくお願いいたします。

それでは、まずは、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○柳会長 それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることいたします。準備ができましたら、御説明をお願いいたします。なお、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○事業者 おはようございます。本事業の代表を務めている野村不動産と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○事業者 本事業の都市計画のコンサルタントをしております日本設計と申します。よろしくお願いたします。

○事業者 同じく施設計画を担当しております。よろしくお願いたします。

○事業者 アセスメントのコンサルタントを担当しておりますポリテック・エイディディと申します。

それでは、私から概要説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。スライド画面も共有させていただきながら、評価書案のページも参照しながら御説明をさせていただきます。

それでは、環境影響評価書案「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」について御説明いたします。

まず、評価書案の1ページでございます。今回の事業者は、野村不動産株式会社、東急不動産株式会社、住友商事株式会社、ヒューリック株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、以上5社となります。そのうち代表とする事業者は、野村不動産株式会社でございます。

対象事業の種類は、高層建築物の設置となっております。

続いて、2ページ目の御紹介でございます。こちらの表は、対象事業の内容の概略となっております。所在地は、中野区中野四丁目、計画地の面積は、2.3 ha、延床面積は 298,000 m²、最高高さは約 262mとなっております。

使用用途ですが、事務所、住宅、店舗、ホテル、ホール、駐車場等でございます。

住宅戸数は約 1,100 戸、駐車場台数は約 875 台、駐輪の台数は約 4,400 台です。

工事の予定時間は、令和6年度から10年度で、供用予定年月は令和11年度を予定しております。

少し飛びまして、14ページの御説明でございます。

事業の目的についてです。本図は中野駅周辺まちづくりの概要を示した図となっております。本事業は図に示している中野駅新北口駅前エリアに位置しており、中野区によりまちづくりの方針等が示されております。

本事業では、中野四丁目新北口地区まちづくり方針等に基づきまして、まちの活力増進を担う都市複合型機能の導入、職住近接を実現する高品質なレジデンスの提供、隣接地区との機能的な連携動線の提供、開発によって創出されるオープンスペースなどの提供を行い、「文化を原動力とした中野100年のまちづくり」を目標として実施するものでございます。

続いて、16ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは計画地の現況図となります。

計画地は中野駅の北側に位置しており、計画地西側には中野区立中野四季の森公園などが近接しております。現在計画地内には中野サンプラザと中野区役所がございます。

また、計画地の南側には区道 22-20 が東西方向に通っていますが、本事業の実施に合わせて廃道となり、新たに計画地を東西方向に通る補助線街道が整備され、一部区間で立体道路制度が活用される予定です。

なお、本事業では計画地内の解体工事を行います。計画地外となっている赤枠で囲った中野区役所用地の南側の区域となりますが、その区域については駅前広場の整備を行う別事業者により解体工事が行われ、その後駅前広場が整備される予定です。

このため、環境影響評価において解体工事に伴う影響の予測評価する際は、計画地内における中野区役所の北側の建物の解体工事のみを対象としております。

続いて、17 ページの御説明でございます。こちらは計画地の効率的な位置図となります。計画地周辺の主要道路としては、北側約 180m に早稲田通りが東西方向に、計画中の東側に中野通りが隣接して南北方向に通っています。また、計画地周辺では中野新庁舎整備事業であったり、囲町東地区第一種市街地再開発事業、中野二丁目地区第一種市街地再開発事業の工事が進められている他、複数の計画も進められております。

続いて、19 ページでございます。事業の基本方針について御説明いたします。

本事業では文化を原動力とした中野 100 年のまちづくりを目標としており、それを実現するための整備方針としては、方針 1、地区内外をつなぐ回遊性を高める歩行者ネットワークの形成。2、賑わいを創出するまちに開かれた広場空間の整備。3、地域活力の向上に資するバランスの取れた都市機能の導入。4、区の防災計画を踏まえた防災機能の強化。以上の 4 つを掲げております。

21 ページでございます。こちらは建物の配置計画の平面図となります。南側に高層棟、北側には低層棟としてホール、北西側にホテルを配置し、北東側と南側に広場を整備する計画です。また、高層棟と低層棟の間には立体道路を整備する計画です。

22 ページを御覧ください。こちらは南北方向の断面図になります。図面の左側が南側、中野駅側となります。右側が北側となります。高層棟には、事務所、住宅、店舗、低層棟はホテル、ホールを計画しています。地下には駐車場等を配置する計画です。また、図の中央下赤丸で示した位置に立体道路を整備する計画です。

24 ページを御覧ください。こちらは低層棟側の東西方向の断面図になります。図の左側が西側、右側が東側となります。西側にホテル、東側にホールを計画しております。

25 ページを御覧ください。こちらは計画地を北東側から見た完成イメージになります。左側に見えるのが高層棟、手前に見えるのが低層棟になります。

28 ページを御覧ください。こちらは供用時の関連車両の主な走行経路図です。幹線道路である早稲田通りや中野通りと、そこに接続している区道を利用して、計画地に入退場する経路を想定しています。また、発生する交通量は「大規模開発地区関連交通管理マニュアル」に基づき試算しました。計画地内の既存建築物の交通量を差し引いた後の発生集中交通量は、1日当たり約600台と想定しています。

続いて、30 ページでございます。こちらは歩行者の動線計画図です。青色が歩行者デッキレベル、赤色が地上レベルの歩行者動線となります。

本事業では安全で快適な歩行者動線を確保するため、計画建築物の南北方向と東西方向に歩行者デッキを整備する計画です。将来的には、中野駅より道路を横断せずに、中野四季の森公園方面や新庁舎方面へ歩行者デッキにより通行できるようになる計画です。

また、計画建築物の外周には歩道上空地、計画地北東側と南側には広場を整備し、歩行者デッキと連続させ高低差を解消するバリアフリーの歩行者ネットワークを形成する計画です。

続いて、31 ページを御覧ください。熱源計画、温室効果ガス排出削減計画について御説明します。本事業の施設で使用するエネルギーは電気と都市ガスを計画しており、事務所及び店舗で利用する熱源については、コージェネレーションシステムを導入するなど、効率的なエネルギー使用機器を採用する計画です。

また、住宅については個別方式を予定しています。なお、熱源施設の設備機器は建物内の機械室の設置を基本とし、建物屋上に設置する設備機器は、周辺の配慮施設から十分な距離が確保された高層棟屋上などの屋外機置き場に設置する計画をしております。

続いて給排水計画について御説明します。上水は公共上水道から供給を受け、汚水排水、雨水排水は公共下水道へ放流する計画です。なお、雨水排水については、緑地や透水性舗装等の整備により、地下水の涵養に配慮するとともに、雨水貯留槽を地下ピットに設置し、放流量の調整を行う計画です。

33 ページを御覧ください。緑化計画についてでございます。本事業では計画建築物と南側の広場と一体となる部分、北東側の広場に樹木等の植栽を行います。低層棟のホール北側には、中野四季の森公園や、通り、沿道の緑化のネットワークを考慮して、北側街区にまとまった緑地を計画しております。

また、計画建築物を敷地境界からセットバックさせ十分な歩行者空間を確保し、樹木の植

裁等を行うなど、緑豊かなゆとりと潤いのある周辺地区と連携した緑のネットワークを創出する計画です。

35 ページを御覧ください。施工計画についてでございます。こちらは全体の工事工程を示したものです。本事業に係る工事期間は令和6年度から10年度の5年間を予定しております。工事工程としては、まず地上部の解体工事を行い、その後計画建築物の建設工事を行う予定です。建設工事に併せて地下の解体工事を行う予定です。

39 ページを御覧ください。こちらは地上部の解体工事中における工事用車両の主な走行経路です。幹線道路である早稲田通り、中野通りとそこに接続している区道を利用して、計画地に入退場する経路を予定しています。この期間は現在の区役所南側の区道も利用して入退場する予定です。

40 ページを御覧ください。こちらは建設工事中における工事用車両の主な走行経路です。基本的に地上部の解体工事中と同様の経路を予定しております。工事用車両の車両台数はピーク時において1日当たり約605台を予定しております。

なお、解体工事中、建設工事中における工事用車両の出入り口等については、今後関係機関と十分協議を行ってまいります。

少し飛びまして62ページを御覧ください。環境影響評価の項目の概要について御説明いたします。環境影響評価項目として選定した項目は12項目です。上から順に、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの12項目を選定いたしました。

63 ページを御覧ください。騒音・振動の部分を御覧ください。工事の完了後における熱源施設の稼働に伴う騒音・振動、低周波音の影響について、調査計画書時点では必要な場合は予測する事項として検討を行うとしておりましたが、熱源施設等の設備機器は建物内の機械室を基本とし、建物屋上に設置する設備機器は周辺の配慮施設から十分な距離が確保された高層棟屋上、低層棟の南側やホテル屋上の屋外機置き場に設置する計画であることから、計画地周辺に著しい影響を及ぼすことはないと考え得るため、予測はしないこととしております。

65 ページを御覧ください。最後に選定しなかった項目について説明します。選定しなかった項目は、悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財の5項目となります。

以上で事業概要及び環境評価項目の選定の説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

ございました。

○柳会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問等はございますか。

具体的な審議は、今後の第二部会で行っていただきますが、本日の諮問にあたっては、ただいま事業者の方から説明のあった、事業計画に関する内容ですとか、環境影響評価項目の選定・非選定理由などを中心に、質疑応答をしていただければと思います。

どなたからでも結構ですのでよろしく願いいたします。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 よろしく願いします。

事業計画の件で少し教えていただきたいのですが、先ほどの説明の中でもあった区役所の南の解体の工事を予測に入れてないという説明が下にあったと思いますが、15 ページです。

それで、おそらく次の 17 ページも合わせて見ますと、この中の駅周辺まちづくりの事業として、今回の条例アセスにかかる事業以外にも、かなり並行した同じような事業がその辺で行われると思うのですが、その事業のスケジュール間の把握とか、この把握している中で予測に含めているものと言いますか、そういったところを含めてないのであれば、含められない理由とか、そういったところを少し教えていただきたいというのが 1 点です。

併せて関連するのですが、今のバス停の機能がこの新しいところの中野区の南側の区域でバス停を整備されるということで、それまでの期間、おそらくバス停も解体工事の範囲に入っていると思うのですが、そのバス停の代替機能とかを、どのように確保されるのか、その 2 点を教えていただけますでしょうか。

○事業者 はい、回答いたします。周辺開発としてのどこまでを考慮しているのかというのが 1 点目だったと思います。こちらは今御指摘いただいた 17 ページを御覧いただけますでしょうか。

この図には、周辺開発の予定地、工事中あるいは計画地を破線で示しております。こちらの破線で示した周辺開発につきましては、まず工事用車両の例えば騒音・振動、大気、完了後の騒音・振動、大気ですね。こちらの中に開発後の交通量として考慮しているという状況です。

また、建物情報はその全てが公表されている、把握できるわけではないので、風環境と景観の予測に当たってはこのうち建物情報が把握できたものを、モンタージュですとか、風洞実験に考慮しているという状況でございます。

ただ、実際の工事が行われた各周辺開発の工事用車両ですとか、そういった情報の把握は現時点では困難でございますので、その工事用車両自体は考慮できていないという状況でございます。

○事業者 2点目の、区役所がまたがっている件、バス停の件については私の方から回答させていただきます。

今回、敷地の外にあります中野区役所、こちら側の高層棟と低層棟に分かれておりまして、敷地の外にあります低層棟ということで分離されておりますので、こちらにつきましては、現時点では区画整備事業で改善を行うということで、分けて今、役割分担をしておりますので、今回の評価の中ではこちらは含めないで検討をしております。

また、バス停の位置につきましても現状、中野区役所、中野サンプラザの南側の辺りにバス停、あとサンプラザの東側にバス停がございますが、今後は区画整理と一体的な施工ということで調整しながら、工事に伴いまして暫定のバス停を順次移動させながら構えていくというようなことで検討していく予定でございます。

○池本委員 ありがとうございます。そうすると、後ろの工程表が書かれている中で、解体期間が結構長くとられていると感じたのですが、これはもしかするとステップ図みたいなものが必要で、例えば、暫定的なバス停の移動とか、そういったことを行いながら、整備を解体作業と合わせて行っていくのであれば、そういったような情報があったらいいのかなと感じました。

もしこの中一帯を解体だけで完全に何も触らずに行って、新しい整備を行うのであれば、そういうのが要らないと思うのですが、今バス停の暫定的な利用とか移設しながらという話もあったので、その辺りも合わせて、もしお話しできるのであれば教えていただければよろしいでしょうか。

○事業者 具体的な、バスの切り替えのタイミングとか位置についてはまだ未協議となっております。今後、来年度以降、区画整理の方と内容を詰めて協議して決めていきますので、その中でいろいろ評価できればと考えております。

○池本委員 ありがとうございます。それは、評価書の中でもまた少し反映されるようになるということでよろしいですか。

○事業者 そうですね。今、協議調整を進めているところですので、そのあたりの工事の重なりとか、バス停の切り替えも含めて、内容が詰まっていれば評価書の中でそれを盛り込めると考えております。

○池本委員 ありがとうございます。最初の質問に関連して、東京都、特に 23 区内の事業は、東京都アセス自体は事後調査を行われるので、そこの対比をやはりなるべく行えるようなことにした方がいいと考えております。

最初の質問で、他の関連事業をどれだけ見れるのかという質問をさせていただいたのは、そういった背景がありました。

他のところでも関連する事業で予測評価では見れないけれども、事業間調整で工事の調整とかを行って、事業の環境影響を下げていくようなことが行われていますので、できれば、構想段階だったら計画がないので反映できないというようなことは分かるのですが、計画が具体的になっていく時期で、直近に来ている事業であるなら、ある程度煮詰まっていると思いますので、そういった事業については情報の照会とかを、可能であればさせていただいて、それでどうしてもだめだと、機密情報だからできないとかいったことであればやむを得ないのですが、なるべく事業間の連携というのは今後重要になってくると思いますので、そういった方向に踏み出していただくといいのかなと感じました。

○事業者 御指摘ありがとうございます。

今、まさに中野区主導で中野周辺まちづくり事業間調整連絡会議というのが立ち上がっております。そこに対してこれから情報提供、情報共有、あるいは工事間調整というのが図られる予定ですので、本事業としてもそこに協力していきたいと考えております。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 よろしく申し上げます。

先ほどは御説明ありがとうございました。

環境影響評価項目には今回は上げていらっしゃらないのですが、その理由としての内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

まずは中野区さんにもう既にこの区民文化国際課というところの文化財係で、こちらをお確かめになったというようなことで理解するということは、これはよろしいということですよ。これがまず 1 点。

○事業者 はい、ご理解のとおりでございます。

○水本委員 この周知の埋蔵文化財ってなかなか読み解きが難しいのですが、現時点では埋蔵文化財として登録がなされておらないというようなことで、その現在の時点では周知化された遺跡はこの該当地にはないということ、この中野区の担当にお確かめになったという

ことで、まずここはよろしいかと思えます。

それで、その理解として未発見のものが地下に存在する可能性はあるということをおそらくご理解された上で、工事の施行中に以降の下りを書かれたものと思うのですが、こちらもよろしいということで大丈夫でしょうか。そういう理解もされているということですね。

○事業者 はい。

○水本委員 その場合に工事の中断というくだり、これも文化財保護法に則った手続きですので、間違いがないご理解とやり方だと思っております。

ただ、1点ちょっと確認ですが、この開発の面積が結構大きいですので、中断して、例えば、地下に埋蔵文化財が包蔵されていた場合に、その期間というのがある程度取らないといけないというのは、これはちょっと後から出てきたときに「いや、そんなつもりじゃなかった」というと困ってしまいますので、その辺りのことも含みをいただいた上でのご理解ということで、これもよろしかったでしょうか。

○事業者 はい、ご理解のとおりです。

○水本委員 では、こちらについては法的なところと、それから現行で行われている地域の文化財に確認するということは、もう既にしっかりと行って、今後とももし万が一未発見のものがあるような場合には、それについてきちんと対応するといった上での今回のこの評価項目から外しているというようなことで理解できました。ありがとうございます。

○事業者 はい、ありがとうございました。

○水本委員 よろしく願いいたします。

○柳会長 それでは、続いて袖野委員、よろしくお願いします。

○袖野委員 袖野でございます。

御説明どうもありがとうございました。

私からは温室効果ガスの項目のところで少しお伺いしたいのですが、こちらを拝見しますと、建築的手法による省エネと設備関係での省エネということで御説明いただいているのですが、カーボンニュートラルを目指す上でZEBの方向に世の中が向かっているところで、創エネ、エネルギー創出の手法というのは全く考えておられないのでしょうか。

低層棟は緑化などもいろいろされるので、なかなかパネルを張るのは難しいのかもしれませんが、面積的にも広いのでそういった余地がないのか御検討されているところがあるのか、教えていただければと思います。

○事業者 はい、回答させていただきます。創エネについては太陽光発電を見込んでおりま

して、東京都との協議の中では 30 キロワットを南側、中野駅の駅舎が新しくなるのですが、そんなに大きくないので、日当たりが期待できるということで、大庇が高層棟の南側に張り出しているのですが、その上部に設置させていただくということで考えております。

その後、東京都では創エネについてはもう少し基準が厳しくなるという情報も入っておりますので、そちらも東京都と打合せをして 30 キロワットに積み増ししていく方向で現在検討しておるところです。

○袖野委員 ありがとうございます。そうしますと、そういった情報を今後も掲載していただけるということでよろしかったでしょうか。

○事業者 はい、掲載させていただきます。

○袖野委員 ありがとうございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 選定しなかった項目になってしまいますが、生物・生態系の部分ですが、今回、緑化計画をお示しいただいている部分で、街路樹の関係でちょっとお伺いしたいなと思えます。

例えば、中野通りのところの敷地外の街路樹と敷地内の緑化は、並行して整備されるような確認をしているのかというのを教えていただいでよろしいでしょうか。

○事業者 今御質問いただきました中野通りの街路樹につきましては、今回、区画整理とも兼合いがございますので、まだ具体的にどういった整備をするかというのは、これからになりますので、今後調整をして整備をする方向で考えております。

○横田委員 この丸が振ってあるような緑化というのは、イメージとしていただいているというような理解でよろしいですか。

○事業者 はい、こちらにつきましては、敷地の中で整備することで検討はしております。

○横田委員 この部分の幅員がどの程度かということによるかと思いますが、植栽帯の幅の根拠といいますか、面積算出における幅の根拠を少し記述していただくのがよろしいかなと感じました。

○事業者 ちょっと複雑ですが、まず中野通りについては、既存の車道と歩道の構成を見直しまして、歩道を敷地と反対、対岸については拡幅で 3.5m、そちらについてはいわゆる道路上の街路樹を中野区で整備される計画になっています。樹種については未定です。

反対側の敷地側については歩行空間が 1mしかないのです、街路樹は難しいということで、

逆に今度計画地側で 4mの歩道上空を整備させていただいて、その中で街路樹状のものを対面する形で、調和を図る形で整備させていただくということで考えております。

○横田委員 補足いただいてありがとうございました。算出はおそらく緑化計画書によって既に根拠があるかと思えます。その部分をもう少し具体的に情報共有していただけるとよかったですかなと思います。

生物・生態系の選定されなかった根拠のところに、生物の移動経路の一部となっている状況がなく、本事業の実施が計画地周辺の生物・生態系に影響を及ぼすおそれはないという記述がございますが、中野通りですとか四季の森公園というのは、おそらく南北方向の妙正寺川から神田川にかけての一つの生物の移動経路と捉えてもよろしいのかなと思います。

実際に著しい影響を及ぼすおそれがないということであれば、そういった記述かなと思うのですが、影響を及ぼすおそれはないとか、一部になっている状況はないと断言するのはなかなか難しいと思うのですが、そのあたりの書きぶりを再考いただけるといいかなと思いました。これは意見です。

○事業者 はい、御意見ありがとうございます。確かに広域的に見ると、そういった生息環境という捉え方もできますので、緑化計画の中でそこも踏まえた緑化空間をつくれていければいいのかなと考えております。ありがとうございます。

○柳会長 廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 低周波音について御検討いただきましてありがとうございます。非常に危惧していたのですが、建物内設置が基本であるというところで、予測をしない方向であるということとは了解しました。

それがならなかった場合に高層棟は遥か上空だと思うのですが、一番心配するのは「低層棟の」と書いてあるのですが、ここでちょっと私には分からない点があるのですが、これは熱源施設、つまり低周波音を発生させるような空調とかそういうものの設置を考えた場合、やっぱり受け持つ単位というのはその棟の大きいものはその部分を受け持つのか、それとも棟によっては分けないで近いところから流すようなことを考えて、それなりの設備を考えていらっしゃるのか、その分けみたいなのは計画上では何かはっきりしているのでしょうか。

これが完全にその棟の大きさによって違うということであれば、低層は小さい、ホテルはそれなりに、超高層は大きいが一番上から放出される、というふうな感じですが、その点もし明らかになっている部分があれば教えてください。

○事業者 現状の想定といたしましては、各棟ごとに設備機器を設けるという方針ですので、例えばホテル棟の中にあるホテルのものについては、ホテルの屋上に置かれますし、低層棟については、説明にもあったとおり、極力、北側の住宅側を避けて南側に集約して屋上に置くというような計画で現状考えております。

○廣江委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 宮越委員、どうぞ。

○宮越第二部会長 私が担当する水循環ではないのですが、今回、建物は高層棟はかなり高いと思うのですが、現況の建物の高さというのはどの程度なのでしょうか。

○事業者 今存在している中野サンプラザが約 80mの高さになります。

○宮越第二部会長 分かりました。どこかにそれを書いてありますか。評価書案の中に記載がありますでしょうか。

○事業者 事業計画の中には記載はないのですが、例えば日影の項目の中に、247 ページを御覧いただけますでしょうか。247 ページの表の 8.6-5 というのがございます。こちらの中では既存建築物の状況ということで、この 1 番というのが中野サンプラザに当たります。今 80mとお伝えしたのですが、公表資料によりますと 92mということになっております。こういった形での記載がございます。

○宮越第二部会長 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、他に御発言がないようですので、これで終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退出)

○柳会長 それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、受理関係について御報告いたします。

お手元の資料 3 を御覧ください。

1 月の受理報告は、環境影響評価書 1 件、(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業。

事後調査報告書 1 件、町田市資源循環型施設整備事業(工事の施行中その 3)。

変更届 3 件、大井町駅周辺広町地区開発、三田小山西地区第一種市街地再開発事業、八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業。

着工届(事後調査計画書)2件、三田小山西地区第一種市街地再開発事業、それと(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業、これらを受理しております。

12月受理報告に係る助言事項一覧・事業者回答についてはございません。

1月の受理報告に係る助言事項は、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」の事後調査計画書になります。

○柳会長 それでは、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」の受理報告に入りたいと思いますが、環境影響評価書及び事後調査計画書の2点の議題がありますので、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○柳会長 それでは、事務局からの説明を続けてください。

○椿野アセスメント担当課長 はい、それでは、本日の流れをお知らせいたします。

本日は環境影響評価書及び事後調査計画書の2点の議題を行いますが、その前に、まずは「本事業におけるこれまでの手続きの経過」を事務局から御説明いたします。

続いて議題の1点目、環境影響評価書についてです。

令和4年12月26日の総会で、環境影響評価書素案に対する審議会の助言をいただきましたので、その助言の環境影響評価書への反映状況について、事務局から御説明いたします。

次に議題の2点目、事後調査計画書についてです。

事後調査計画書については、事業者から御説明いただき、事後調査計画書に対して委員の皆様からいただいた助言を事務局から御紹介させていただきます。

なお、事後調査計画書については、審議会の権限として、審議会で調査審議することが、条例上、定められておりません。そのため、事後調査計画書への審議会からの意見は、「助言」と位置づけております。

本日は、事後調査計画書への助言に対する回答を事業者からいただき、それに対して、委員からのコメントをいただくかたちで進めたいと考えています。

それでは、まずは「本事業におけるこれまでの手続き」について御説明いたします。

画面を御覧ください。

平成31年4月に事業者から都へ環境影響評価調査計画書が提出されました。その後、環境影響評価書案につきまして、条例48条第1項に基づき事業者から都に提出され審議会部会での審議を終えて、令和4年8月審議会総会で環境影響評価書案に対する答申がまとめられました。

また、審議会総会の中では、答申の評価書への反映のされ方を審議会として確認していくことについて、委員からの御意見を踏まえ、環境影響評価書の提出に向けて他の案件以上に丁寧な進め方をするため、条例 90 条に基づき都から事業者へ環境影響評価書素案の提出を求めました。

提出された評価書素案は 12 月の審議会総会で議題として取り上げ、その中では委員より環境影響評価書素案に対するご助言をいただいております。その助言を踏まえて事業者は環境影響評価書の作成を行い、本年 1 月 10 日に条例第 58 条 1 項に基づき、事業者から都へ、環境影響評価書が提出されました。なお、環境影響評価書が提出された旨は、条例第 59 条 1 項に基づき 1 月 20 日に東京都公報により公示を行っております。

また、1 月 17 日には条例第 65 条 1 項及び 66 条 1 項に基づき、事業者から都へ事後調査計画書と着工届が提出されました。着工届が提出された旨は、条例第 66 条 2 項に基づき、本日 1 月 30 日に東京都公報に遅滞なく公示を行いました。

そしてこの後、事業者から都へ提出された環境影響評価書及び事後調査計画書の受理報告として報告させていただきます。

以上が本事業におけるこれまでの手続の経過となります。

次に、議題の 1 点目、環境影響評価書についてです。事務局から、環境影響評価書素案への助言と、環境影響評価書への反映状況について御説明いたします。

画面を御覧ください。それでは、環境影響評価書素案への助言と評価書への反映状況について、事務局から御説明させていただきます。

資料の 9 ページを御覧ください。

環境影響評価書素案への事前の助言と評価書への反映状況になります。資料左側「評価書素案への事前の助言」の欄は、12 月 26 日の審議会総会でお示しした内容からの変更はございません。資料の右側、「事前の助言に関して評価書への反映状況」は、委員からの助言が評価書素案から評価書にどのように反映されたかを記載しております。なお、文章の末尾に評価書への記載が反映されたページが記載されております。

事前の助言に対して評価書への反映状況は、12 月 26 日の総会でお示しした内容から大きく変わっておりませんので、9 ページから 17 ページの資料は説明を省略させていただきます。

説明につきましては、18 ページから環境影響評価書素案への 12 月 26 日の審議会総会での助言と評価書への反映状況になります。

資料左側、「審議会での助言」の欄は、12月26日の審議会総会で委員が御発言された内容となっております。資料の右側の助言に関して評価書への反映状況は、委員が発言した内容が評価書素案から評価書にどのように反映されたかを記載しております。なお、こちらも文章の末尾に評価書への記載が反映されたページが表記されております。

こちらの資料から説明させていただきます。

まず、騒音・振動1です。ビルからの反射につきまして、ビルから直接住宅に戻っていくルートの場合、大きな音が返ってくる可能性があるとの助言に対しまして、事業者からは、今後、野球場棟の詳細が決定するまでに学会等の資料等を確認し、詳細が決定した段階で予測に取り入れるとの回答がございました。

続きまして、騒音・振動2ですが、球場高さの騒音予測につきまして、ソフト面に加えて、ハード的な対策が何かないかなという助言に対し、事業者からは、外野席の形状等の詳細が決定するまでにハード的な対策を検討し、詳細が決定する詳細設計の段階で、予測に取り入れ、審議会でも報告するとの回答がございました。

続きまして、生物・生態系1です。ラグビー場の配置について、少しでも移すことによって、守られる部分もあるとの助言に対し、事業者からは、ラグビー場の施設計画については、国際規格に準拠等が必要なことから、施設設計の深度化に合わせ、具体的な内容を検討して、眺望に配慮したデザインにするとの回答がございました。また、詳細な形状につきましては、今後、ラグビー場設計者に対して、圧迫感や既存樹木の保全等に留意したデザインなどについて、引き続き検討するよう要請する。その中で関係機関と協議を行っていく計画であるとの回答がございました。

続きまして、生物・生態系2です。日本イコモスや外の専門家の方と共同で、根系調査等を行うことについて、どのような形で今後進んでいかれるのかとの助言に対し、事業者からは、樹木医制度の創設に携わり数多くの土壌調査・根系調査の実績がある専門家や、経験豊富な樹木医と協議の上で調査を実施し、調査した結果は審議会や事業者のホームページでも掲載するとの回答がございました。

続きまして、生物・生態系3ですが、いちよう並木が、今後も継続できるような計画更新も含めた保存管理計画、維持管理計画について、具体的に作成していただきたいとの助言がございました。また、根系調査後に具体的な保存管理計画で、どのように保存管理・育成するのかといった助言がございました。事業者からは、本事業においても樹勢に応じた保育管理や、活力度調査などモニタリングを実施、定期的なモニタリング状況に応じた順応的管理

を継続し、保全を図る。また、根系調査の段階から設計者、樹木医、事業者が一体となり、根系の状態に応じた基礎構造、施工方法等を精査するなどの配慮を行い、イチョウの保全を図るとの回答がございました。

続きまして、生物・生態系4です。根系調査結果の判断の妥当性について、その判断が十分意見交換ができるような形をとってほしいとの助言に対し、事業者からは、4列のいちよう並木の生育状況については、ホームページで掲載しているとおおり、2022年春には、先端から新芽が出て葉が成育していること等を確認しており、毎木調査の結果は問題ないと認識しているとの回答がございました。また、イチョウの保全については、生物・生態系3と同様でございます。また、根系調査の結果については、令和5年春以降の審議会で事後調査報告書として説明し、根系調査の結果を踏まえて、令和5から7年の新野球場の建築計画等において保全措置を示し、審議会で報告する。さらに、事業計画・イチョウや既存樹木の保全状況や都民参加の状況等について、ホームページ等において情報公開をしていくとの回答がございました。

続きまして、温室効果ガス1です。自然エネルギー利用やその他設備等の詳細が決まってきたら、予測への反映や報告を求めるとの助言に対し、事業者からは、建物全体で温室効果ガス削減率20%以上という目標を踏まえ、設備機器等の詳細の決定に合わせて、予測に反映し、報告するとの回答がございました。

その他1になります。神宮外苑という場所で、そういう企業がこのような対処をしたというような事例となるよう対処していただきたいとの助言に対し、事業者からは、事業計画及び4列のいちよう並木をはじめとする既存樹木の保全状況や樹林地の復元再生状況等について、ホームページ等で情報公開をしていく方針であるとの回答がございました。

その他2ですが、公開周知について、どういう進捗状況で調査を行って、それがどう反映していくのか、そのタイミングについても示していただきたいとの助言に対し、事業者からは、各調査の時期と調査結果の報告の時期については、事後調査計画書の中で示していくとの回答がございました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○柳会長 それでは、議題の2点目の事後調査計画書に入ります。事後調査計画書については、事業者から御説明をお願いすることといたします。

ご準備ができましたらよろしくお願いいたします。

○事業者 はい、三井不動産でございます。本日はお忙しい中皆様のお時間を賜り誠にあり

がとうございます。

「神宮外苑地区市街地再開発事業」の事後調査計画書について説明をさせていただきます。

では、資料に沿って代表施行者である弊社三井不動産、及び日建設計より順次説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事業者 それでは、日建設計より事後調査計画の内容について説明をさせていただきます。

調査内容につきましては、評価書にて予測評価を行いました大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、そして温室効果ガスについて、事後調査を今後実施していくということになってございます。

初めに、大気汚染についてです。事後調査計画書の 28 ページを御覧ください。

工事の施行中につきましては、この表の上を書いてあるように、①、②と書かれていますが、建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素と浮遊粒子状物質の大気中における濃度、そして工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度を調査いたします。

次に、工事の完了後についてでございます。事後調査計画書 36 ページを御覧ください。

これも表の予測した事項のところの①、②、③とあるように、関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度と、地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度、そして熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度、これを調査していくことになります。

次に、騒音・振動です。事後調査計画書 41 ページを御覧ください。

予測した事項のところに書いてあるとおり、工事の施行中につきましては、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動及び工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動について調査いたします。

工事の完了後につきましては 61 ページを御覧ください。

関連車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動と施設の供用に伴う騒音、この 2 つを調査していく予定でございます。

工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動、関連車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動につきましては、騒音調査地点を 60 ページに示しております。御覧の地点で調査をする予定でございます。

また、助言をいただいております施設の供用に伴う騒音の調査内容ですが、62 ページを

御覧ください。御覧の表の一番右側、表 5.2-4 の右側です。施設の供用に伴う騒音（野球場棟）と書いてありますが、そこに書いてあります。

代表的な 1 日のうち、施設の供用に伴う騒音の発生時期を含む 6 時から 22 時を対象に、計画地東側において騒音を測定する予定でございます。併せて予測条件の状況として、施設利用者の状況、観客数、及び施設の整備状況、野球場のフェンス高さですが、の関連資料を調査していく予定でございます。

次に、土壌汚染についてでございます。64 ページを御覧ください。予測した事項のところに、工事の施行中の土壌汚染の土壌の、表 5.3-1 で分かると思うのですが、工事の施行中の汚染土壌の掘削に伴う土壌への影響の内容及び程度というものを、今後調査をしていくこととなります。

次に、地盤についてです。66 ページを御覧ください。

工事の施行中につきましては、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下範囲及び程度を調査することとなります。

工事の完了後につきましては、69 ページを御覧ください。

地下構造物の存在等に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度を調査いたします。

地下水位の調査地点につきましては 68 ページを御覧ください。計画地が太い線で囲まれていると思いますが、これの黒い丸が打ってありますね。この地点で地下水の状況というのを調査する予定でございます。

続きまして、水循環につきましては、70 ページを御覧ください。

水循環の工事の施行中についての調査は、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度を調査いたします。

続きまして、工事の完了後につきましては 71 ページになります。

これにつきましては地下構造物の存在等に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度と、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度を調査する予定でございます。

続きまして、生物・生態系でございます。事後調査計画書の 73 ページを御覧ください。

植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度です。あと動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度、生息(育)環境の変化の内容及びその程度、緑の量の変化の内容及びその程度、あと、都市域生態系の変化の内容及びその程度について調査する予定でございます。

78 ページを御覧ください。植物相と植物群落の変化の内容及びその程度につきましては、

当然、植物相の群落の変化の程度を調査いたします。

それに加えて既存樹木の変化の程度として、既存樹木の状況、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全状況、さらに文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りの樹林地の再生状況と、4列のいちよう並木の保全状況について調査いたします。

この中で移植木や4列いちよう並木の部分につきましては、活力度調査や根系調査などを実施していく予定でございます。

次の79ページになります。動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度ということについてでございます。

哺乳類につきましては、個体の直接確認による目視、それと、糞とか足跡とか、モグラの場合モグラ塚がありますが、こういった物を確認するといった調査をしていきます。

鳥類、爬虫類、両生類、クモ類につきましては、任意観察による目視調査により調査を進めていく予定でございます。

あと、昆虫類につきましては、採集網を用いた任意採取の方法とする予定でございます。

あと、土壌動物につきましては、任意採取をしてサンプルを持ち帰って、同定を行う予定でございます。

小型土壌動物につきましては、ツルグレン法により動物の分離抽出を行う予定です。

生息（育）環境の変化の内容及びその程度につきましては、植物群落については植物群落調査の結果を確認するという方法といたします。土壌硬度につきましては長谷川式土壌貫入計、透水につきましては長谷川式簡易現場透水試験器などを用いる方法で調査する予定でございます。

次に、少し戻りますが78ページを御覧ください。

表の一番右側です。⑤都市域生態系の変化の内容及びその程度とあります。そこを御覧ください。

都市域生態系の変化の内容及びその程度につきましては、植物群落調査による方法といたします。また、植物相、動物相の調査により指標種の出現状況を確認する方法といたします。

併せて、緑地の管理状況と生物種（指標種）の出現状況に応じて、保全管理方針を今後更新していく予定でございます。それとともにモニタリング状況に応じた順応的管理の実施状況の整理、確認する方法とする予定でございます。

次に、日影につきましては80ページを御覧ください。

冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度。日影

が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度を調査していく予定でございます。

続きまして、電波障害について、83 ページを開いていただければと思います。

工事の完了後ということで、建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害ということで調査をする予定でございます。

続きまして、風環境についてで、85 ページになります。

平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度について調査、観測をしていく予定でございます。

調査地点につきましては、現時点では 87 ページに示しております。丸く斜線で示している部分で、南側と北側とあと複合棟の足元の付近で、この 3 か所を調査地点として考えております。

次に、景観につきましては、88 ページを御覧ください。

主要な景観の構成要素の改変の程度及び改変による地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度と圧迫感の変化の程度について調査いたします。

次の 89 ページを御覧ください。主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の変化の程度と、代表的な眺望地点からの変化の程度につきましては、この表でいきますと調査方法に書いてありますが、写真撮影による現地調査をする予定でございます。

その結果を評価書の予測結果と比較するという方法をとる予定でございます。

圧迫感の変化の程度につきましては、この表の右側です、圧迫感の変化の程度の調査の方法といたしましては、天空写真を撮影して形態率を算出する方法という方法を予定しております。

代表的な眺望地点の調査地点につきましては、90 ページに書いてございまして、黒い丸を打ってある地点で写真撮影等行う予定でございます。

圧迫感の変化の程度の調査地点につきましては、次のページの 91 ページとなります。黒丸を打っているところ天空写真を撮って調査するというのを考えております。

次に、史跡・文化財についてでございます。92 ページを御覧ください。

埋蔵文化財包蔵地の改変の程度を調査する予定でございます。

続きまして、自然との触れ合い活動の場につきましては、93 ページを御覧ください。

まず、工事の施行中につきましては、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度を調査いたします。

調査方法といたしましては、計画地周辺にある歩行者動線等を調査して、目視で確認していきます。

予測条件の状況といたしましては、緑地の保全状況及び緑化の状況、工事の実施状況、歩行者動線の状況について確認してまいります。

工事の完了後については95ページに記載しております。

自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度というものを調査いたします。

調査方法につきましては、計画地内及び計画地周辺の自然との触れ合い活動の場について、目的別に利用者数を目視で把握していきます。

次に、廃棄物でございます。98ページを御覧ください。

工事の施行中については、解体工事に伴う撤去建造物及び伐採樹木等の排出量、再利用量及び処理・処分の方法を調査する予定でございます。

建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法についても調査いたします。調査方法につきましては、建設作業の日報等の関連資料の整理による方法としたいと思っております。

工事の完了後については、99ページを御覧ください。

施設の供用に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分の方法について調査する予定でございます。調査方法は関連資料の整理を考えております。

最後の項目といたしまして、100ページの温室効果ガスについてでございます。

施設の供用に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度を調査いたします。

以上、ざっと概要ではございますが、事後調査計画書の内容を抜粋して各項目説明させていただきました。少し長くなりましたが説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま事後調査計画書の概要について御説明いただきました。この事後調査計画書については各委員から事前にご助言をいただいております。ご助言について事務局から説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、それでは、事後調査計画書の助言について事務局から御説明させていただきます。この後に事業者から回答説明がございますので、要約して御説明いたします。

資料22ページを御覧ください。

騒音・振動 1 ですが、工事完了後の野球場棟の供用に伴う騒音について、野球場高さでの騒音測定を求める助言がございました。

騒音・振動 2 です。工事完了後の野球場棟の供用に伴う騒音について、住宅地に複数箇所の調査地点を設けることを求める助言や、発生源側の適切な調査を求める意見がございました。

生物・生態系 1 です。生物・生態系の調査内容全体について、既存施設の解体の影響の把握はどのような内容でどのような時期で実施され、報告されるのかについて助言がございました。

生物・生態系 2 です。既存樹木と計画建物の地下躯体の離隔の保持に関する記載への助言がございました。

生物・生態系 3 です。どのように移植計画を計画・実施していくのか、プロセスを明らかにするとともに、「既存樹木の状況」と「移植の状況」について確認できるよう、調査・報告を求める助言がございました。

続きまして、生物・生態系 4 です。神宮外苑広場（建国記念文庫）といちょう並木の「植物相及び植物群落の変化の程度」「動物相及び動物群集の変化の程度」「生息（育）環境の変化の内容及びその程度」のモニタリングについて、ラグビー場棟と野球場棟の工事の影響等が関連しあうことが想定されることから、両方の施設の工事中・工事完了後において、両方のエリアを観測対象とすべきとの助言がございました。

続きまして、生物・生態系 5 です。「植物相及び植物群落の変化の程度」「動物相及び動物群集の変化の程度」「生息（育）環境の変化の内容及びその程度」の把握の時期をスケジュールに反映するよう助言や、工事完了後の調査期間が短いことへの助言がございました。

生物・生態系 6 です。「都市域生態系の変化の内容及びその程度」について、解体期間も含め、生態系ネットワークがどの程度形成されてきているかを検証し続けるための方法や工程について検討を求める助言がございました。

生物・生態系 7 です。「既存樹木の状況」について、どの範囲を対象にどのような調査を想定されているのか明らかにすることを求める助言がございました。また、移植樹木のモニタリングについて、仮移植後に本移植されるまで求める助言がございました。また、仮移植先に残置される場合は、本移植までの期間を通じてそのモニタリングを位置付けるよう求める助言がございました。

生物・生態系 8 です。いちょう並木や移植木に関する情報公開の仕組みづくりを求める助

言がございました。また、全ての移植木を対象に、活着状況や活力度調査の状況等の情報を更新し、常に最新の情報の公開を求める助言がございました。

生物・生態系9です。事業期間を通じたいちょう並木の保全管理体制について、剪定や落葉落樹の管理などで行政との連携体制等、保全管理のための対応などをどのようにとられるのかといった保全管理体制とその考え方を求める助言がございました。

続きまして、景観1です。景観の予測では、工事完了後を対象としているが、個別の建築物の建設完了や供用開始の段階で調査・報告を求める助言がございました。また、事業の進捗に応じた地区全体の景観の変化を確認・検証できるように求める助言がございました。

景観2です。それぞれの施設における景観に対する保全措置がどのように具体化したのかを求める助言や、施設計画の具体化の根拠とその効果について報告を求める助言がありました。

景観3です。絵画館前広場の景観の変化も含めた景観への影響を、適切な時期に求める助言がございました。

自然との触れ合い活動の場1です。歩行者動線や利用に影響が生じる環境の変化に関わる情報提供を、地域に対してどのように行うのか、具体的な計画と報告を求める助言がございました。また、工事期間中に生じる地域からの要望への対応方法について、計画と報告を求める助言がございました。

続きまして、自然との触れ合い活動の場2です。段階的に工事が完了し、供用が開始される地区での、「機能の変化の程度」「環境の保全のための措置」の調査・評価を求める助言がございました。また、個別の建築物の建設完了や供用開始の段階での調査・報告を求める助言がございました。

廃棄物1です。樹木の再資源化のための適切な保管・管理を求める助言や計画地外での保管に関する法令遵守に関する助言がございました。

廃棄物2ですが、工事計画に沿って樹木の適切な保管・管理を求める助言がございました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○柳会長 それでは、ただいま説明がありましたように、委員からの助言に対して事業者から回答をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事業者 事後調査計画書に対する回答についてでございますが、説明させていただきます。まず、一番初めの騒音・振動1でございます。

御質問にあったように、球場の高さでの騒音測定は実施しないのか。簡単ではないことは

理解できるが測定したほうが良いというご助言だったと思います。

それについては、球場での高さでの調査の結果については、調査の場所の確保の観点から、今後調査地点の調整を含めて検討させていただきたいと考えております。

2つ目ですが、騒音・振動2でございます。

工事中の調査については特に助言すべき点はないということでございました。一方、工事の完了後の調査方法について、施設の供用に伴う騒音については、助言があったということで、発生源の話、施設に面する住宅地に、複数箇所調査地点を設けることなどをお願いするというような話がありました。

それについての回答は、発生源側の騒音の大きさにつきましては、評価書での現地調査と同様に、プロ野球の開催時に事後調査を行う予定でございます。

評価書時と同様の騒音となることを考えておりますが、事後調査時の観客数などの状況を現地調査と合わせて確認することにより、評価書と同等の状況かを検証してまいります。

また、計画地東側の調査地点、供用後の騒音の調査地点につきましては、野球場から最短距離になる場所を調査地点としておりますが、事後調査時の騒音状況及び現地の状況を見て、調査地点の位置を検討していきたいと思っております。

球場高さでの調査につきましては、調査場所の確保の問題から、今後調査地点の調整も含めて、検討していきたいと思っております。

事後調査において観客数がどのような日に調査を実施したのかが明らかになるように、予測条件の状況についても調査いたします。

以上、騒音・振動についてでございました。

○事業者 続きまして、生物・生態系1のご助言に対する回答を申し上げます。

お時間の関係で回答のみを御説明させていただければと思います。

事業者からの回答といたしましては、既存施設の解体に伴う生物・生態系への影響につきましては、神宮第二球場の解体時におきまして移植樹木の状況についてご報告させていただきます。

また、それ以外の既存施設の解体工事の時につきましても、既存樹木の本数や、また、移植木の移植過程の状況についても報告させていただきます。

あわせて、表に記載の環境保全のための措置の実施状況につきましても、こちらは工事の施行中及び工事の完了後の期間を通じまして、事後調査報告書において報告をさせていただきます。

きます。

続きまして、生物・生態系 2 に対する回答でございます。

計画建物の地下躯体の位置につきましては、既存樹木の地下部分に配慮をしながら、樹木医や専門家の御助言や判断を仰ぎながら、適切な離隔を確保するとともに、その状況を事後調査報告書において確認をし、記載してまいりたいと考えております。

続きまして、生物・生態系 3 に対する御助言に対する回答です。

移植時期や方法などの詳細につきましては、決定した後に移植のプロセスについても事後調査報告書において記載をさせていただきます。

また、事後調査報告書におきましては既存樹木の状況、移植の状況を 2 つに分け、調査報告をさせていただきます。なお、本移植の計画につきましては表 5.15 - 1 に記載をさせていただいております。

続きまして、生物・生態系 4 に対する回答です。

植物相や動物相、生息（育）環境につきましては、工事の完了後を予測させていただいておりますので、工事の完了後に調査を実施いたしますが、ラグビー場棟一期工事や野球場棟の建設による直接的な影響が懸念される、これらの工事完了後においても、調査を行うこととさせていただきます。

また、両方の施設による樹木への影響につきましては、「既存樹木の状況」の中で工事の施行中及び工事の完了後の事後調査報告書において、報告をさせていただきます。

併せて表に記載の環境保全のための措置の実施状況につきましては、工事の施行中及び工事の完了後の期間を通じて、事後調査報告書において報告をさせていただきます。

続きまして、生物・生態系 5 に対する回答でございます。

植物相及び植物群落の程度などの調査時期につきましては、事後調査報告書の 76 ページに工事の完了後と記載をさせていただいております。

また、ほかの案件を参考に、工事完了後 1 年間の観測期間とさせていただいておりますが、樹木の生育状況及び環境保全のための措置の効果の確認状況により、こちらの観測期間につきましては検討をしていきたいと考えております。

生物・生態系 6 の助言に対する回答です。

都市域生態系の内容及びその程度については、工事の完了後を予測させていただいておりますので、前述の植物相や動物相、生息（育）環境を含め、基本的には工事の完了後の調査となりますが、事業期間を通じて環境保全のため措置を実施いたしまして、生態系ネットワ

一クの保全に配慮してまいります。

また、その状況を把握するためにも、既存樹木の状況や動植物の生息にも配慮した植栽計画の状況を確認し、順応的管理を継続してまいります。

これらの状況につきましては、工事の施行中も含め事後調査報告書において報告をさせていただきます。

生物・生態系7の助言に対する回答でございます。

既存樹木の状況につきましては、計画地内及び計画地周辺（仮移植場所も含まれます）を対象に既存樹木の本数、移植木の移植過程及び移植先の場所や活着、養生の状況について整理をいたします。

また、毎年、いちよう並木及び移植木につきましては、活力度調査を実施いたします。それ以外の既存樹木につきましても活力度調査を実施いたします。

また、仮移植先に移植された樹木についてのモニタリングでございますが、2024年以降も活力度調査等、モニタリングを実施する予定です。

事後調査報告書においては、既存樹木の状況と分けて移植の状況として調査、報告をさせていただきます。

続いて、生物・生態系8の助言に対する回答です。

4列のいちよう並木及びすべての移植木の活力度などのモニタリング結果につきましては、事後調査報告書において報告させていただくとともに、事業者のホームページにおいても情報公開をさせていただく予定です。

生物・生態系9の助言に対する回答です。

4列のいちよう並木につきましては、従前どおり各管理者が連携を行い、剪定や落葉落枝等の管理を実施してまいります。

工事中においても適宜、樹木医等の立会い指導を受けるとともに、活力度等のモニタリングの結果、万が一樹勢が低下していると判断される場合におきましては、樹木医などの専門家の指示を仰ぎながら、樹勢回復措置を講じる等、適切に保全管理を行ってまいりたいと考えております。

また、その状況におきましては事後調査報告書において報告をさせていただきます。

続きまして、景観でございます。景観1の助言に対する回答でございます。

ラグビー場棟や野球場棟の詳細が決定した段階で、その内容について今後の事後調査報告書などにおいて報告させていただくとともに、それに伴う景観の変化についても検討し報告

させていただく予定でございます。

次に、景観 2 の助言に対する回答でございます。

各施設計画の具体化に合わせて大きな景観の変化について検討を行うとともに、助言いただいたとおり、環境へ配慮した事項についても明らかにし、事後調査報告書等にて報告させていただきます。

次のページは、景観 3 へ助言に対する回答でございます。

絵画館前広場については別事業となっておりますが、上記の景観の変化について検討を行う際に、絵画館前広場の状況についても反映することを検討いたします。

続きまして、自然との触れ合い活動の場 1 の助言に対する回答でございます。

工事の施行中の歩行者動線の状況やその変化について、地域への周知を行うとともに、その状況等については、環境保全のための措置の実施状況と併せて、工事の施行中及び工事の完了後の期間を通じて、事後調査報告書において報告させていただきます。

地域からの要望等への対応状況についても、事後調査報告書において報告させていただきます。

続きまして、自然との触れ合い活動の場 2 の助言に対する回答でございます。

工事の施行中の歩行者動線の状況等の調査と合わせて、広場等の状況についても、環境保全のための措置の実施状況を含めて、事後調査報告書において報告させていただく予定です。

報告につきましては、工事の施行中及び工事の完了後の期間を通じて、個別の建築物の建設完了や供用開始の段階で行う予定でございます。

続きまして、廃棄物の助言 1 に対する回答でございます。

伐採した樹木の計画地内での保管場所につきましては、計画敷地の持ち主である事業者と協議の上で場所を決定して保管します。施工会社に対しても指導してまいります。

伐採樹木ほか建設廃棄物の保管については、廃棄物処理法による排出事業者責任や保管基準など、法令上の手続きや保管基準に留意して保管してまいります。

廃棄物 2 に対する助言への回答でございます。

伐採した樹木の利活用やリサイクルの状況、ストックの方法につきましても、具体的な報告をさせていただく予定でございます。

また、伐採した樹木の計画地内での保管場所については、先ほど御説明のとおり、計画敷地の持ち主である事業者との協議の上で場所を決定して保管するよう、また、施工会社に対しても指導をしてまいります。

伐採樹木ほか建設廃棄物の保管につきましては、先ほどのとおり、建設廃棄物の廃棄物処理法の排出事業者責任や保管基準など、法令上の手続きや保管基準に留意して保管してまいります。

助言に対する回答としては以上となります。よろしくお願いたします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事後調査計画書の説明や、助言に対する回答について、御意見を願いたしたいと思います。

併せて議題1で環境影響評価書への素案に対する助言に対しての事業者回答がありましたが、これにつきましては先ほど事務局から説明させていただきましたが、助言された委員の方のコメントや確認したい点がありましたら、あわせて御質問またはコメントをお願いしたいと思います。

それでは、宮越委員からどうぞ。

○宮越第二部会長 議題1ですが、環境影響評価書素案に対する回答ですが、私が挙げた助言事項ではないのですが、今日の資料の18ページ生物・生態系1の部分です。

それを踏まえた記載として、本編334ページに記載いただいたと書いてあります。この部分を確認したところ、ラグビー場棟の計画要件については、競技者が安全かつ良好な状態で競技ができる、ラグビー競技の国際大会を実現できるフィールドサイズとなるよう競技に必要な要件があつて、資料編517ページを見よと書いてあるのですが、この要件の記載がないように思うのです。

資料編517ページに書いてあることは、この秩父宮ラグビー場移転の基本的な考え方であつて、要件ではありませんよね。もし書いていただくのであれば、きちんと国際競技に必要な要件がどういった要件かを、それをきちんと根拠を示してください。いかがでしょうか。

○事業者 はい、回答いたします。確かに資料編517ページを見ると、書いている内容は、例えば、全天候型ラグビー場にするとところを見直すべきだとか、大きくは書いているのですが、ある程度細かく要件はもう少し書ける、今後書いていくことが必要になってくるのかなと思っております。

そこにつきましては詳細設計が迫ってきておりますので、そこの中で計画の検討が進みましたら、事後調査計画書、もしくは細かいところが決まってきた時点で、他は何の案件でもそうですが、変更届を出すということになっておりますので、そこで明らかにしていこうと思います。御指摘ありがとうございます。

○宮越第二部会長 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 あまり話が前後しても恐縮なので、議題1について確認事項があれば、最初にお願いしたいと思います。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 生物・生態系、景観に対しまして御回答、それから御対応いただきましてありがとうございます。

最初の、12 ページのところの生物・生態系の4番に対してですが、いちよう並木の保全に対する考え方として、長期的な保全に対する目標をお願いいたしましたが、こちらの記載というのは、この評価書素案を評価書にする段階で、何か変更されていたら、それは重要な変更かなと思いますので、具体的にご回答をいただきたいと思いました。

例えば、多様な緑化計画というような考え方が書かれているんですが、多様な緑化ということ何か新たに検討されたとかということがあったのかどうか。100年続くとか、保全という考え方で書かれていたと思うのですが、多様な緑化計画というふう書き換えられたのかと思ひまして。

○事業者 確か事業計画、事業概要のところ、事業の基本方針のところ、いろいろ緑化についてもうたっているわけですが、その中で、まさにここに書いてあるとおりですが、基本計画の中に、事業計画及び4列いちよう並木をはじめとする復元、保全の状況や樹林地の再生状況についての情報や事業への都民参加等、ホームページにおいて、情報公開していきますと追記をさせていただいております。

あと、その前のところ、緑豊かな景観を創出し、次の100年を見据えた多様な緑化を計画していく方針ですとなっております。今書いたところ、多様なところの文章を書いたということで、具体的にどのように書いていくのかということについては、今後示していくことになると思います。

○横田委員 加筆されているということで正しいのでしょうか。

○事業者 すみません、ぱっと回答ができず申し訳ございません。確認の上で、またご回答させていただきたいと思います。

○横田委員 ありがとうございます。100年にわたる保全のあり方を記載されていたように思います。

それが多様な緑化となりますと、全く新しいものに置き変わることも考えられますので、少し書きぶりも慎重にしなければいけないと思いました。

事務局にちょっとお伺いしてもいいですか。評価書素案の助言事項をここに出させていた
だいて、今回、事後調査計画書に対する助言事項もたくさん出させていただきました。これ
も同じように一度ここでご回答いただいたものが、これで一回完結するような形になるの
でしょうか。1回で終わるといような議論なのでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 確認ですが、1回で終わるといのは今、事後調査計画書に
ついてですか。

○横田委員 評価書素案に対してもご回答いただいて、評価書に変わりますね。助言事項に
のっとなって何か改変されたところが、後から見つかってしまった場合に、そこに対しては
我々はアクションはできないですね。

○椿野アセスメント担当課長 まず、評価書素案につきましては、12月26日の審議会の場
で確認をしていただいて、そのときに事前に助言をいただいて、事業者回答を行っておりま
す。それはホームページに公表しています。

それ以降に、評価書素案から最終的に評価書に移った段階につきましては、26日の審議
会の場でもいろいろ委員の先生からも発言がありましたので、今回の資料の18ページ以降
で御説明をしていることとなります。

これで最終的な評価書ということになったということで、ここまでで一つのプロセスがこ
れらの資料で説明をしているということになるかと思えます。

○横田委員 ご回答いただいて完了ということになりますか。今のよう、「確認させてい
ただきます」というご回答をいただいたときにどうすればよろしいのですか。

○椿野アセスメント担当課長 今の、「確認します」という発言内容ですかね。

○横田委員 今の御質問、ご回答は評価書に対する回答として出されているものですが、事
後調査計画書ではどのようになっているのでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 そうしますと、ちょっと提案ですが、一度事業者を確認しま
して、その回答を事務局で一旦受けて、その後、横田先生にその内容を確認していただきま
して、それを、評価書素案から評価書へ移る段階での回答のところに、これは、最終的にホ
ームページに公表しますので、そのところに少し追記する形でどうでしょうか。

○横田委員 ありがとうございます。前回それが不明確でしたので、今回はそうしてい
ただければと思います。

○椿野アセスメント担当課長 そうしますと公表されますので、そのような形をとらせてい
ただければと思います。

○柳会長 その場合、評価書を修正するというのであれば、補正をしていただければと思いますが。

○椿野アセスメント担当課長 まず評価書の修正に当たるのかどうかを含めて、事業者側も確認をとってもらうのが先だと思いますので、まずそこを確認させてください。

○柳会長 はい、手続き的には補正手続きもありますので。

議題1で確認したいことが他にありますか。

池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 今の横田委員からの御意見にも関係する話なので、お話しさせていただきます。

前回、横田委員がいらっしゃらなかったのですが、私は二部会委員ですが、12月26日に発言させていただきました。

ただ、今回全て今、東京都から助言です、助言です、助言ですって助言と何十回出てきたかなと思うほど、まあ、これ助言でしかないんですね、結局、私どものやっているものというのとは。

そうしますと、要するに助言なので、「こう、こう、こういう要件があって変わりました、あくまで助言なので」と言われてしまえば、それまでだということですよ。

先ほど、横田委員や宮越委員からも御質問がありましたが、今回の評価書の中に、やはりまだ足りないところとか、イコモスの岡田委員長名で出されている都知事、都議会議長、柳会長に対して、48ページの資料とともに最新の要請がされています。

これらの中には「虚偽の報告だ」というふうな書き方がされている事項もございます。もちろん、それが虚偽なのかどうかというのは、事業者側の言いわけというか、「虚偽でない」ということもありますし、実際虚偽でないということもあるかと思えます。

ただ、そういうことが我々のこの環境影響評価審議会としては、こういう虚偽の報告が行われているその評価書をそのまま受け取られるということ、それが正として受け取られるということでは、やはり都民の信頼を裏切る行為だと思いますので、都知事に関しましては、東京都環境影響評価条例第91条第5項の規定に基づいて、必要な措置を講ずるよう勧告をお願いしていただきたいと思えますし、今回の評価書についてはもう一度「修正書」というのを出していただけないかと思う次第でございます。

また、今回のものにつきましては、そのような、日本イコモスのような団体から出されているだけではなく、多くの都民の方々からの御意見、陳情、いろんなものを受けているかと思えます。

今回、柳会長はとてもご苦労されたかと思いますが、やはり科学的調査の基礎を踏まえなような誤った現状分析、特に騒音に関しましては 55 デシベルを上回るものが都民住宅のところから苦情に近くなる、都営住宅ですね、55 デシベル以上のものが出るであろうということが、既に申しつけのような形で評価書 241 ページに書かれています。

しかし、そういうことというのは実際アセスではあり得ないことであり、公害基準が環境基準を超える場合というのは、現状非悪化の原則ということ適用するということで、そういうことをまず適用するということで私も習ったわけですが、そういう場合はまずいという判断がなければいけない。ただ、現状ではこの 55 デシベルを超える、将来的には超えるかもしれないというような表記が多々見られます。

そういうことも踏まえますと、今回のアセスというのは、やはり私どもと事業者と、事業者が出したアセス事業者、通常はこの 3 者において信頼関係が得られ、私どもが意見をし、それらに対してお答えいただき、それが最終的な評価書となって、信頼関係の下に最後の事後調査報告書まで、責任を持って私どもも見ていくという、東京都の環境影響影響評価審議会というものの責任というものを、やはり都民に対して明確にする必要があるかと思いません。

ですから、先ほどから評価書は評価書でよろしいかと思いますが、東京都の事務局としては、先ほどのイコモスや多くの都民から寄せられた意見に対して、今回のアセスに関しての、どちらかと言うと信頼感を損なったという一つの事実、これは多分柳会長としては非常に我々の力不足で申しわけなかったと思うんですが、そういう問題を提起してしまったということに対しては、やはりきちっと責任を持って、事業者の方も、今のように、ちょっとした修正ということで「後日修正させていただきます」ということや、「自分たちのホームページ上で情報発信させていただきます」ということではなく、きちっとした管理責任をどこが取るのかということを確認させていただきたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。どうお答えすればよろしいのか、ちょっと話をするのに困りますが。

○池邊委員 事務局に求めます。

私どもは力不足でございましたので、事務局と相談して、そういうものに対して、条例というものの限界というのも、今回私も言い含められましたし、先ほども、皆さんここまでですよ、今日もう工事を着工しますよということもありましたし、その下に、全て助言、助言、助言と、数限りないほど助言であるという、助言でしかないということですよ。

ということは、私達は何のために議論してきたのかということになりますので、ぜひともそのあたりというのは、私たちが議論をするお金も、都民の税金でやらせていただいていますので、その辺も含めて都庁さんも、今回のことは非常に大きな都を代表する記念物のことだと思いますし、これから 50 年、100 年を占うことだと思いますので、その辺りのことをぜひよくお考えになって、改善をしていっていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○事業者 事業者より申し上げさせていただきます。

1 月 23 日の日本イコモスよりいくつかの御指摘等があったことを、事業者としても意識しております。

事業者としても確認等をさせていただきましたが、我々が提出させていただいている評価書におきましては、昨年、複数回の審議会等で議論をさせていただいて、助言をいただいた上で、適切な調査方法また調査して予測評価を行った上で評価書を提出させていただいておりますので、誤り等の御指摘がございましたが、今提出している評価書について特に間違っているものと、不備があるとは事業者としては考えてございません。

先ほどもございましたように、一部、先ほど横田委員から御質問等に対処できていないものにつきましては回答させていただきますが、事業者としてもコメントをさせていただきました。

○椿野アセスメント担当課長 続きまして、事務局から発言させていただきます。

まず、この神宮の案件につきましては、他のアセス案件以上に、一昨年に評価書案が出てから、多くの審議をさせていただいております。部会で多くの審議をさせていただきました。

それを踏まえまして、令和 4 年 8 月、答申ということでまとめられております。その答申に基づきまして、通常ではアセスのフローとしてありませんが、12 月 26 日の審議会で「素案」という形で、その答申で指摘された内容は、どのように最終的には評価書に反映されるのかということ、審議会の場でしっかりと確認させていただいております。

こういうことは普段の他の案件ではやっていないことを、審議会としても丁寧に対応させていただくということで、審議会が対応させていただいたものになっております。

もちろん、今日の事後調査計画書におきましても、このように説明するというのは他の案件ではやっておりませんので、こういうことにつきましても事務局及び審議会でしっかりと対応させていただいているところです。

都につきましては、先ほど助言の話もありますが、条例に則って適切に手続きを進めてお

ります。それらを踏まえまして、評価書の公示、着工届の公示をというふうな手続きをさせていただいておるところでございます。

事務局からの回答とさせていただきます。

○柳会長 それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 今の事項にちょっと絡みましての発言なのですが、今まさに「丁寧に」と椿野課長からおっしゃっていただきましたが、「丁寧に」という言葉が非常に簡単に使われている世の中のように思います。

ですので、一般の方々も含めて、どう訂正したのかという部分で、しっかりとアセスについてはいろんな条例に基づいてやっていることは、条例の数字も出していただきましたので、例えば今日のも新しい資料だと思いますが、こういったものについても、どういう条文に基づいているのかということを示していただければと思います。

今はインターネットで検索が簡単にできますので、条文の数字を出していただければ、何に基づいているのかということを一覧の方でもすぐたどれますので、そういったものも添えたワークフローを、「もうこうなった以上は仕方がない」と言ったら変な話ですが、事業者さんも含めて、ワークフローを都がつくって、事業者さんがつくって、また今度それを見て、イコモスさんが見て、「これは違う」と言ったようなことを、ずっとやっても、正直仕方ない気もしますので、東京都さんがつくったものに事業者さんもお賛同いただいて、こういうワークフローに基づいてお互いに動いているのだということ、今後どの審議会でどの言葉がどこに反映されているんだということを示していただきたいと思います。

我々はそういった説明を受けながらやっていますので分かりますが、この会議体はどういう位置づけで、今のこの場の発言はどういうところに影響し、あるいは「真摯に受けとめ」という言葉もここで多分何度か使われていると思いますが、事業者さんもお受けとめて、どこに反映させるんだというようなことを、フローにして一度でもお示ししたほうが、この会議体で何が決まっていくんだということ、非常に不信、不満に思われている方々にとっては、少し分かりやすくなるのかなと思います。

その上で、限界もあるんだということをお説明いただきましたが、そういうことも認識した上で、アセスメント自体は恐らく完ぺきではないというようなところもありますという意味で、そういったところの限界性を認識した上で進めていただければと思います。

もう一つ、私は深刻に受けとめていますのは、「虚偽」という言葉が出ていることに対しては、池邊委員もおっしゃられたとおり、我々も真摯に受け止めなければ、「誤り」と「虚

偽」というのは大分違う言葉の内容ですから、「虚偽」とまで言われたところをどうしていくのかというところは、これは業者さんから御回答もございましたが、気をつけなければいけないところだなと、池邊委員と同じく、非常に厳しい言葉として受けとめております。

フローをつくっていただければと思いますが、これは、東京都の方に要求しながら、それを事業者さんも共有していただかないと意味がないなと感じております。

○椿野アセスメント担当課長 事務局から回答させていただきます。

フローにつきましては、本日、これまでの手続きの流れというのを、事務局資料として御説明いたしました。

その説明のときに、条例の条文第何条というのは、口頭では説明させていただいておったのですが、文字になっておりませんので、今日の事務局資料を少し補足する形で、今言われたような内容は分かるようにして、また、ホームページ等で本日の資料と、少しお時間をいただくとと思いますが、公表できるように準備をして、対応したいと思います。よろしく願います。

○水本委員 ありがとうございます。

それでは、私からで恐縮ですが、事業者さんもそういったようなことを進めながらも、この信頼をやはりもう少しステージを上げていくというようなところも、ご了解いただけたらなと思いますが、いかがですか。

○事業者 はい。進め方に異論がございませんので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

○水本委員 それでは、フローを共有するということまで確認したということで、ありがとうございます。

○柳会長 他の方でどなたか、御意見はございますでしょうか。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 評価書に関する意見だったと思うので、私から1点だけ確認させてください。

本日の資料の9ページ、騒音・振動のうちの助言に対して、記載内容については、資料編の方に載っていることは確認しました。ラインが2本引いてありますが、資料編に記載してあるので、このことは了承しました。

それより下の部分で、特に最後の部分ですが、これが確実に起こるとは私も考えていませんが、やはり現状の球場周辺にはない巨大なビル群が、2つ今後建つ予定になっていて、その影響を考えなければならないとあります。

これについての見解ですが、事業者の方はどう考えているのか。この事後調査計画書の調査地点がなぜあの1点なのかという、そこにつながる重要な問いですので、事業者としては「そんなことは起こり得ない」という考えの下の配慮なのか、それとも「慎重に考える」という上の配慮なのか、その辺だけ確認させていただきます。

○事業者 私から回答させていただきたいと思います。

次の事後調査計画書の回答にも書いてあるのですが、まず、今回の予測の方法には確かに周辺のところに細かく入れているわけではございません。

ただ、今後詳細が決まってきたら、球場自体もそうですし、その周辺の今まさに言われている建物に関しても、細かく決まってくるので、そこら辺を入れた形で予測をしていきます。そして、予測をすると、今度はその最大値といいますか、敷地境界上の最大値の場所が変わってきます。そうしたら、またそこについて再予測をして確認して、その場所で調査をするというようなことは考えています。

ですので、現状の予測で計画地の東側の場所を出しておりますが、予測地点につきましては、あそこだけじゃなくて、別のところを再予測した結果をもとに、予測地点についてはもう一度検討していくということになると思います。

○廣江委員 分かりました。今後の進捗によって、必要に応じてという回答だったという理解ですね。了解いたしました。

○事業者 はい。ありがとうございます。

○柳会長 先ほど御指摘がありました。このアセスメントの図書について、予測方法とかデータの読み方や評価方法について誤りがあるということであれば、それは修正すればよろしいのですが、「虚偽がある」ということになる、それは意図的に変えているというところで、それは許されないことだと認識されます。

ですので、外部の方からの御指摘やイコモスさんの御指摘で「虚偽がある」と言われていることについて、やはり審議会にしても何らかの回答をしなければいけないと思うわけですが、その点についてどのように、皆さんはお考えでしょうか。

それでは、齋藤第一部長。

○齋藤第一部長 会長から意見をということでしたので、個人的な意見ですがさせていただきます。

事業者からは「虚偽ではない」という話がございましたので、「虚偽である」と指摘されている事項について、「虚偽ではない」ということの書面をしっかりとつくっていただいて、

それを一旦、条例上は事務局に返すような話になると思うのですが、それを揉んでいただいた上で、審議会に投げさせていただくということが必要なとは思いますが。

その内容に虚偽があれば、当然ながら評価書の修正ということに加えて、会長がおっしゃったとおり、意図的であるというふうなことであれば、非常に大きな話ですので、そこら辺の真偽というものをしっかりと確認する必要があるかと思っておりますので、一旦回答を事業者からいただくプロセスをして、それを審議会の委員に投げさせていただくということかなとは思いました。

○柳会長 ありがとうございます。

齋藤委員、今のお話ですが、どのタイミングでということでしょうか。事業者から回答をいただいて、「それは虚偽ではない」という説明は、どの段階でどういう形でというのが望ましいとお考えでしょうか。

○齋藤第一部長 何を今考えなければいけないのかということ、今回、着工届が出されていて、そういうものとのタイミングのことをおっしゃっているのかなとは考えたのですが、正直申しまして、疑義を申し立てることはいろいろ可能だと思うんです。

それが本当に虚偽であるかどうかを判断するというには時間がかかると思っておりますので、そのことに対して一つ一つ対応を取っていくと、これはもう本当に時間が際限なくかかってしまいますので、この着工届の受理とは別枠で回答を速やかにしていただくということかなと思っております。

その上で虚偽があるということが、もし、後日確認できた場合には、着工届の見直しなども含めて、何か審議会として回答するということかと思っております。

○柳会長 ありがとうございます。

他にその点について何か御意見はございますでしょうか。

水本委員、どうぞ。

○水本委員 ちょっと重なってしまいますが、私もやはり「虚偽」という言葉が出た以上は、確認の必要はあるなと思っております。

タイミングについても、早急にといいますか、非常に重要なことだと思いますので、そのご回答の要旨といいますか、虚偽ではないというところを示すようなものは急ぎいただきたいと思っております。調査も必要なのかもしれないですが。

○柳会長 現在の段階で言いますと、事後調査計画書について御説明いただいて、それに対する助言を我々がする。その後は、着工届が出ておりますので、工事に着工していただく

いう段階に入るわけです。

今の時点でこういった「虚偽だ」という指摘が、審議会に対してされているという、その虚偽なものに基づいて着工届があり、着工していただくということにゴーサインを出していくというのは、なかなか審議会としては難しいと思うんですね。

今の段階ではなかなかできないということになりますが、我々の権限でそれをするという権限が全くありませんので、審議会としては、外部から指摘されている事項について、事業者から丁寧に審議会でもう一度説明していただくということしかないのかなと思います。

改めてそういったことで、今回の審議会で終了にしないで、もう一度改めて審議会を開催させていただくということで、その間に指摘されている「虚偽事項だ」と言われている点について、事業者の方が丁寧に、「そうじゃない」という反証を出していただくということが必要なのかなと思っておりますが、事業者の方はいかがでしょうか。

○事業者 はい。事業者としての回答をまとめまして、速やかに事務局さんとも連携をさせていただきまますので、その後、この審議会の場でも御説明をさせていただきたいというように考えております。

○柳会長 そういうようなことになりますので、本日、事業者の方々に御出席いただきましたが、また改めて報告を受理報告として受けて、それについての助言を行うということになります。そういうことでよろしいでしょうか。

○椿野アセスメント担当課長 事務局からちょっと確認させていただきます。

「虚偽」につきまして、今言われたとおり、審議会で確認するという事は大丈夫なのですが、細かい手続き、やり方につきましては、後ほど会長とご相談させていただきたいと思っております。

事業者さんにつきましては、その内容を至急確認していただきたいと思っております。

その内容ですが、「虚偽」と言われている内容につきましては、審議会ですと、これからまたいろいろ審議会の回数が増えてしまうのですが、まず日本イコモスさんが、先週、1月25日に会見した内容と、今日要望書をいただいていると聞いておりますが、その2つで間違いはないのでしょうか、検証する範囲としては。

一応それで進めさせていただきたいと思っておりますが、事業者さん、そういう認識で間違いはないですか。

○事業者 はい、本日というのがちょっとまだ分かりかねますが、了解いたしました。

○椿野アセスメント担当課長 基本的には日本イコモスさんからの要請内容ということで確

認しておきます。

もう 1 つにつきましては、条例上は、環境影響評価書の公示と着工届の公示は、1 月 30 日、本日公示になっています。

こちらはもう公示がされておりますので、条例上の手続きはもう既に済んでいる話になりますので、先ほどお話がありましたとおり、虚偽の案件は切り離して対応するという事で、事務局でもそのように進めさせていただければと思います。

○柳会長 今の事務局のご提案はそれでよろしいでしょうか。

はい。では、そういうことで進めさせていただくということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の受理報告については一応これで閉じたいと思います。

その他に何かございますでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤第一部会長 別件でよろしいですか。

ちょっと細かなところで、いちょう並木の調査に関して確認させてください。

私の読解力の問題で理解できなかったのが、工事中それから工事完了後の調査のタイミングであるとか、それから頻度、それから内容についてよく分からなかったのもう一度、言葉の一つ一つになります、それを確認させてください。

調査計画書の 76 ページの①のイの(エ)のところに「保全状況の確認」という項がありまして、そこに「生育状況について」というところで「初夏期」と書いてあります。

これは工事の完了後にもかかるし、施行中にもかかるという理解でよろしいですか。両方とも、年に一度、初夏の時期に生育状況の確認をするのだという理解でよろしいですか。

○事業者 はい、そのご理解のとおりでございます。

○齋藤第一部会長 それから、完了後の意味ですが、このエリアの工事の話と、全体のこの事業の話があって、一応予定としてはこのエリアは 31 末、それで全体としては 35 末なんです、この完了後に 1 回だけやるという意味なのかどうか。それとも、完了後というのが 31 末を言っているのか 35 全体を言っているのか、そこを確認させていただきたい。

○事業者 いちょう並木につきましては、ここで言っている工事の完了後というのは、全体の完了後のことです。

ただ、一方で工事の施行中もやるということで、つまり毎年やることになります。

○齋藤第一部会長 分かりました。毎年、初夏に 35 末まではやると。

○事業者 そのとおりでございます。

○齋藤第一部長 今日資料の26ページ目のところの9の質問のところ、「4列のいちよう並木については従前どおり各管理者が云々」というのがあって、質問のほうは「事業期間を通じた」というふうな質問の仕方、それに対して「従前どおり」。

内容についての確認ですが、おそらく工事中、それから工事完了後までは、従前の管理とは違う形での調査になるということによろしいですね。

○事業者 いちよう並木の所有が東京都の建設局様、また明治神宮及び港区になりますので、そういった三者と協議をしながら、その管理方法などについても、今後詳細に詰めてまいりたいと考えております。

○齋藤第一部長 分かりました。それで、この26ページの回答のところ「従前どおり」と書かれているのは、要するに、工事完了して全体の完了後は従前の管理になりますよと、従前の調査になりますよという意味という理解でよろしいですか。

私が心配しているのは、いちよう並木への影響は、私は専門家ではありませんが、短期に出る部分と、長期的に日照の部分、水の循環の部分も含めて、長期に出てくる可能性があるかなと思ったときに、じゃ、工事完了後はどういう調査をされるのかというところが、ちょっと理解できなかったのですが、それはいかがでしょうか。

○事業者 はい、工事完了後につきましては、まず、今回、生物・生態系の中でも御指摘いただいた1年間のモニタリングでいいのかについても、今後検討をさせていただきたいと考えております。

ただ、従前どおりの各管理者が管理すればいいのか、事業者が今回開発をさせていただきますので、その責任をもって、何年間か一定の期間を置いた上で管理をさせていただくのがいいのかという部分につきましては、まだ未協議ではございますが、道路管理者さんとも協議の上、決定をしてみたいと考えております。

○齋藤第一部長 分かりました。いずれにしても、工事完了してから1年、初夏期にまず確認してということで、その結果をもってその後の対応をまた考えられるということだと思いますが、その件に関しても情報の公開、それから妥当性に関して十分意見交換ができるような場というものを考えていただければと思います。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

○柳会長 その他はよろしいですか。

それでは、池本委員、続いて横田委員、お願いします。

○池本委員 今回の受理報告のお話が終わりというのは、事後調査計画書も含めて終わりというかお話をしているか。事後調査計画書の件なので、もしまだその前の段階の話で何かあれば先に。

○柳会長 はい。

○池本委員 では騒音・振動ですが、先ほど、状況を確認して調査すると回答があったので、結論から言うと、事後調査計画書の 62 ページの騒音の平日縛りをなくしたほうがいいのかなど感じました。休日とかも検討していただきたいと思いました。

○事業者 はい、検討させていただきます。ありがとうございます。

○柳会長 続いて、横田委員、どうぞ。

○横田委員 はい、事後調査計画書のほうで質問させていただきたいと思います。

事後調査の大きな目的として、不確実性が残っていたものに対するきちんとした確証を得るようなことと、予測するに足りるような前提条件が揃っていなかったことに対して、新たに設計要件などが決まったことで、前提条件がかなり確度が高まって、予測の確度を上げられる、その検証という、この2つが大きくあるのかなと思っています。

前者ですが、累積的な影響というのは、齋藤部会長もおっしゃられていたとおり、きちんと押さえられるのかということが、一つ重要な点かなと思います。

調査計画の調査手法の、例えば 76 ページを拝見すると、「随時」という表現がありますが、「随時」というのが非常に不明確ではないかと考えます。

それから、最後に別表で、事後調査報告書の提出時期の表 5.15-1 がありますが、こちらで示されているものが、仮に事業の計画が途中で変わったりとか、あるいは事業の累積的な影響の出方が急に変わったりとかしたときに、この計画がきちんと改定されていく必要がありますし、その改定をすることで、きちんと計画の変更や現地の状況の変化にきちんと対応できるような事前の計画を立てておくのが、今の段階なのかなと考えています。

それで、先ほどの「随時」ということに関しては、やはり植生に関しても動物に関しても、きちんと時期を示して実施をしていただくことが大事だと思います。特に「工事の施行中」と書かれている時点ですが、こちらはやはりビフォー・アフターをきちんと報告に入れるということが、非常に重要なのかなと思います。

現在、意見 4 番のところ、例えば植物相と動物相と生息（育）環境の変化の程度というのは、ラグビー場、野球場ともに関連してきます。ラグビー場で得たデータが野球場に対してもまた使えるかもしれません。

そういったときに、ラグビー場のところでラグビー場しか見てなくて、野球場のところで野球場しか見てないと、お互いの関係性だとか長期的な観点での変化というのが見えなくなってしまうんですね。

それに関して、なぜそれぞれの工事のビフォー・アフターを見るだけに留めているのか。両方を含めてビフォー・アフターとするのではないかと考えるのですが、そこに関してはいかがですか。

○事業者 最後に言われた、ラグビー場と野球場それぞれのビフォー・アフターしか調査をしてないということですね。

通常、他の案件もそういうことをやってるんですが、確かにこの案件はある程度一つの事業としてみどりも繋がっているというのが関連性あるのではないかとということですが、ラグビー場が完成した後、調査をしていきます。それと野球場の工事をやっている時期が重なってきますので、全く別々の時期に調査をするということではないと思います。

それでも、例えば一番初めのラグビー場の工事時期については、お互いビフォー・アフターで、ある程度重なった調査にはなるとは思いますが、そうじゃない部分も一部出てくるとは思いますが。

そこについては、今後、変更届を工事の計画の変更とか詳細が決まってきた時点を出していきますので、その計画の変更時に一部見直させていただければと思います。

○横田委員 計画に合わせて調査地点とか調査ルートも変わってきてしまうと、前後の対比が取りにくくなっていきます。

それよりもむしろ、例えばモニタリングの重点エリアをつくるとか、パッケージ的な調査ルートを設けて、そこは必ず毎年巡るであるとかとそういう取り方のほうが有効ではないかと思えます。

それに関しては、例えば植物のコドラートを毎年1箇所ずつというようなところを、ばらまくようなやり方をするよりも、きちんと⑤の「都市域生態系の変化の内容」という項目で、植物群落調査であったりとか主組成をきちんと網羅的に調べて、個体としてデータを蓄積するというほうが重要ではないかなと思います。

そこら辺は、なぜ⑤に関しては事業の全体の完了後になっていて、定常的なモニタリングの仕方をされないのだろうというところが気になりました。

○事業者 御指摘をいただきましてありがとうございます。

もともとは、今申し上げたように、施設の完了後定期的にやっていくというようなところ

でも考えておりましたが、横田委員のおっしゃったように、今回、各エリアの木がそれぞれ単独で成り立っているわけではなくて、やはりつながりを持った樹林地をつくるという部分も、事業者としても考えているところでございます。

ですので、この定点観測の仕方も含めて、もう一度事業者の中でも、この事後調査計画書の内容についても検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○横田委員 ありがとうございます。ぜひそのようにしていただきたいと思います。

あと、先ほどの「虚偽」につながる話ですが、やはり生データをきちんと残すということが非常に大事だと思うんですね。

読み取り方であるとか示し方のところで若干の技術的な問題を抱えていて、表現が異なるというような事象が起りやすい分野ですので、きちんと生データで定期的に見返せるような整理の仕方が、やはりこの文面からだけだと読み取れないというところがあります。

それで、建国記念文庫のところであるとか、例えば保全されるいちよう並木の、東側も含めて、生データとして更新されていく枠組みをつくっていただきたいというのがお願いの一つです。

○事業者 はい、ありがとうございます。

○横田委員 あと、計画の熟度に関してですが、今回、例えばイチョウに関してですが、イチョウに加えて、植物の移植に関しての土壌硬度とか土壌水分なども分析されていると思うのですが、環境の変化をきちんと取り続けるような場所を、事業計画においてどのように位置づけるかということが、非常に重要だと思うんですね。

その一つがイチョウの根系調査のエリアであるとか、建国記念文庫の保全される部分であるとかいうようなところも、重点的に事業計画との関係性を検討すべき場所ですよ。

そこをきちんと別建てで、壁面のラインはここで、地下構造はこのようになっていたというようなことは、モニタリングのエリアのデータをきちんと蓄積しておいた上で、事業計画としてまたお示しいただきたいと思います。

あともう一つは、絵画館前広場の変更の影響というのも、そういった中におそらく位置づけられるものの一つではないかと思っております、もちろん、別事業ということですが、周辺との累積な影響ということですので、それに関してもどこかできちんと見続けられるような場所を確保する。それは、例えば一番いちよう並木の東側が適してるのかもしれませんが、保全の観点で周辺影響もきちんと把握できるような場所を残していただきたいと、取り方を築いていただきたいなと思います。

○柳会長 横田委員、よろしいでしょうか。この会議室は2時までということなので、もう時間がありません。

他の会議室に移動するとなると、また機材を全部やると時間的に難しいと思いますので、この続きは次回続けてやっていただくということでよろしいでしょうか。

○横田委員 景観に関しても最後だけなんですよね、今のところ、事後調査が、要は 2035 年になっています。

これは事業の段階で、エリアで計画が変わらない時期も含めて押さえていくというのが大事じゃないかなと思います。

ちょっと駆け足になって申しわけありませんが。

○事業者 御助言ありがとうございます。検討させていただきます。

○柳会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日のところは以上をもちまして審議会を終えたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退室ボタンを押して退室してください。

事業者の方も退室をお願いいたします。

(事業者退室)

(傍聴人退室)

(午後 1 時 58 分閉会)